

扶桑町議会議案第 7 8 号

扶桑町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例等の一部を改正する条例について

扶桑町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一
部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

扶桑町職員の旅費に関する条例（昭和 5 5 年扶桑町条例第 1 2 号）の一部
改正に伴い、条例を改正する必要があるので提案します。

扶桑町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(扶桑町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 扶桑町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和36年扶桑町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「特別職の職員」を「扶桑町職員の旅費に関する条例(昭和55年扶桑町条例第12号)の規定による町長等の職員に対する旅費の支給」に改める。

(扶桑町特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 扶桑町特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年扶桑町条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「7級」を削り、「7相当額級」を「相当額」に改める。

(扶桑町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第3条 扶桑町証人等の実費弁償に関する条例(昭和46年扶桑町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「旅費の日当は日額2,750円とし、その他の旅費は一般職の職員で7級の職にある者」を「旅費は、扶桑町職員の旅費に関する条例(昭和55年扶桑町条例第12号)の規定による町長等以外の職員に対する旅費の支給」に改める。

(扶桑町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 扶桑町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年扶桑町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「第12号)」の次に「の規定による町長等以外の職員に対する旅費の支給」を加え、同項後段を削る。

(扶桑町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第5条 扶桑町固定資産評価審査委員会条例(昭和49年扶桑町条例第29号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「旅費の日当は、日額2,750円とし、その他の旅費は一般職の職員で7級の職にある者」を「旅費は、扶桑町職員の旅費に関する

る条例（昭和５５年扶桑町条例第１２号）の規定による町長等以外の職員に対する旅費の支給」に改める。

（扶桑町消防団条例の一部改正）

第６条 扶桑町消防団条例（昭和３７年扶桑町条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１５条中「扶桑町一般職で７級の職員」を「扶桑町職員の旅費に関する条例（昭和５５年扶桑町条例第１２号）の規定による町長等以外の職員に対する旅費」に改める。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

扶桑町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

新	旧
（費用弁償） 第5条 （略） 2 前項の規定により支給する旅費の額及び旅費の支給方法については、<u>扶桑町職員の旅費に関する条例（昭和55年扶桑町条例第12号）の規定による町長等の職員に対する旅費の支給の例</u>による。	（費用弁償） 第5条 （略） 2 前項の規定により支給する旅費の額及び旅費の支給方法については、<u>特別職の職員</u>の例による。

扶桑町特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

新		
別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額
（略）		
特別職報酬等審議会委員	1回につき 5,500円	一般職相当額
名誉町民推挙審議会委員	1回につき 5,500円	一般職相当額
表彰審査委員会委員	1回につき 5,500円	一般職相当額
行政不服審査会委員	弁護士 1回につき 20,000円以内 その他 1回につき 5,500円	一般職相当額
公文書公開審査会委員	弁護士 1回につき 20,000円以内	一般職相当額

新			
		その他 1 回につき 5,500円	
選挙長 開票管理者 投票管理者 選挙立会人	国会議員の選挙の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項各号に定める額		一般職相当額
(略)			
防災会議委員		1 回につき 5,500円	一般職相当額
国土強靱化地域計画策定委員会委員		学識経験者 1 回につき 20,000円以内 その他 1 回につき 5,500円	一般職相当額
国民保護協議会委員		1 回につき 5,500円	一般職相当額
広報無線放送運営委員会委員		1 回につき 5,500円	一般職相当額
総合計画審議会委員		学識経験者 1 回につき 20,000円以内 その他 1 回につき 5,500円	一般職相当額
行政改革懇談会委員		1 回につき 5,500円	一般職相当額
行政改革推進本部	行政改革 アドバイザー	1 回につき 20,000円以内	一般職相当額
行政改革策定調査委員会			

新			
行政改革懇談会			
指定管理者選定委員会委員	1 回につき	5,500円	一般職相当額
個人情報保護審査会委員	弁護士 1 回につき	20,000円以内 その他 1 回につき	一般職相当額 5,500円
ふそう男女共同参画推進協議会委員	1 回につき	5,500円	一般職相当額
扶桑町地方創生総合戦略審議会委員	学識経験者 1 回につき	20,000円以内 その他 1 回につき	一般職相当額 5,500円
地域公共交通会議委員	学識経験者 1 回につき	20,000円以内 その他 1 回につき	一般職相当額 5,500円
公共施設等総合管理計画策定審議会委員	学識経験者 1 回につき	20,000円以内 その他 1 回につき	一般職相当額 5,500円
空家等対策協議会委員	学識経験者 1 回につき	20,000円以内 その他 1 回につき	一般職相当額 5,500円
民生委員推薦会委員	1 回につき	5,500円	一般職相当額

新		
自立支援地域協議会委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額
子ども・子育て会議委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額
次世代育成支援地域協議会委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額
要保護児童対策地域協議会委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額
保育所嘱託医	年額＝固定額＋人数割額 固定額 内科医 431,200円 歯科医 245,000円 人数割額 内科医及び歯科医 1 人当たり 990円	一般職相当額
特定教育・保育施設等重大事故 検証委員会委員	1 回につき 20,000円以内	一般職相当額
児童センター運営委員会委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額
健康づくり推進協議会委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額
予防接種健康被害調査委員会委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額
保健センター嘱託医	月額 70,810円	一般職相当額
環境審議会委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額
国民健康保険運営協議会委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額

新		
福祉有償運送運営協議会委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額
高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額
老人ホーム入所判定委員会委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額
高齢者保健福祉総合計画推進委員会委員	学識経験者 1 回につき 20,000円 その他 1 回につき 5,500円	一般職相当額
高齢者保健福祉総合計画策定業務委託選定委員会委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額
介護認定審査会委員	審査判定業務 1 回につき 20,000円 その他 1 回につき 5,500円	一般職相当額
地域密着型サービス開設事業者選定委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額
障害者自立支援審査会委員	審査判定業務 1 回につき 20,000円 その他 1 回につき 5,500円	一般職相当額

新

(略)		
農業振興地域整備促進協議会委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額
扶桑町産業振興会議委員	学識経験者 1 回につき 20,000円以内 その他 1 回につき 5,500円	一般職相当額
都市計画審議会委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額
(略)		
学校医・学校歯科医	年額＝固定額＋人数割額 固定額 内科医 431,200円 歯科医、眼科医及び耳鼻咽喉科医 245,000円 人数割額 内科医、歯科医、眼科医及び耳鼻咽喉科医 1 人当たり 990円	一般職相当額
学校薬剤師	月額 13,000円	一般職相当額
教育支援委員会委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額
教育委員会外部評価委員会委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額

新		
扶桑町立小中学校通学区域審議会委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額
いじめ問題対策連絡協議会委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額
いじめ問題専門委員会委員	1 回につき 20,000円以内	一般職相当額
いじめ問題調査委員会委員	1 回につき 20,000円以内	一般職相当額
学校運営協働協議会委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額
学校給食共同調理場運営委員会委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額
文化財保護審議会委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額
社会教育委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額
青少年問題協議会委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額
図書館協議会委員	1 回につき 5,500円	一般職相当額
スポーツ推進委員	月額 6,500円	一般職相当額
扶桑町災害弔慰金等支給審査会委員	1 回につき 20,000円以内	一般職相当額
(略)		

旧

別表（第2条、第5条関係）

区分	報酬の額	旅費の額
(略)		
特別職報酬等審議会委員	1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
名誉町民推挙審議会委員	1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
表彰審査委員会委員	1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
行政不服審査会委員	弁護士 1回につき 20,000円以内 その他 1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
公文書公開審査会委員	弁護士 1回につき 20,000円以内 その他 1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
選挙長 開票管理者 投票管理者 選挙立会人	国会議員の選挙の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項各号に定める額	一般職 <u>7</u> 級相当額
(略)		
防災会議委員	1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
国土強靱化地域計画策定委員会委員	学識経験者 1回につき 20,000円以内	一般職 <u>7</u> 級相当額

旧			
		その他 1回につき 5,500円	
国民保護協議会委員		1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
広報無線放送運営委員会委員		1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
総合計画審議会委員		学識経験者 1回につき 20,000円以内 その他 1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
行政改革懇談会委員		1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
行政改革推進本部	行政改革 アドバイザー	1回につき 20,000円以内	一般職 <u>7</u> 級相当額
行政改革策定調査委員会			
行政改革懇談会			
指定管理者選定委員会委員		1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
個人情報保護審査会委員		弁護士 1回につき 20,000円以内 その他 1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
ふそう男女共同参画推進協議会委員		1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
扶桑町地方創生総合戦略審議会委員		学識経験者 1回につき 20,000円以内 その他 1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額

旧		
地域公共交通会議委員	学識経験者 1 回につき 20,000円以内 その他 1 回につき 5,500円	一般職 <u>7 級</u> 相当額
公共施設等総合管理計画策定審議会委員	学識経験者 1 回につき 20,000円以内 その他 1 回につき 5,500円	一般職 <u>7 級</u> 相当額
空家等対策協議会委員	学識経験者 1 回につき 20,000円以内 その他 1 回につき 5,500円	一般職 <u>7 級</u> 相当額
民生委員推薦会委員	1 回につき 5,500円	一般職 <u>7 級</u> 相当額
自立支援地域協議会委員	1 回につき 5,500円	一般職 <u>7 級</u> 相当額
子ども・子育て会議委員	1 回につき 5,500円	一般職 <u>7 級</u> 相当額
次世代育成支援地域協議会委員	1 回につき 5,500円	一般職 <u>7 級</u> 相当額
要保護児童対策地域協議会委員	1 回につき 5,500円	一般職 <u>7 級</u> 相当額
保育所嘱託医	年額＝固定額＋人数割額 固定額 内科医 431,200円 歯科医 245,000円 人数割額 内科医及び歯科医 1 人当た	一般職 <u>7 級</u> 相当額

旧		
	り 990円	
特定教育・保育施設等重大事故 検証委員会委員	1回につき 20,000円以内	一般職 <u>7</u> 相当額級
児童センター運営委員会委員	1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
健康づくり推進協議会委員	1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
予防接種健康被害調査委員会委員	1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
保健センター嘱託医	月額 70,810円	一般職 <u>7</u> 級相当額
環境審議会委員	1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
国民健康保険運営協議会委員	1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
福祉有償運送運営協議会委員	1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会委員	1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
老人ホーム入所判定委員会委員	1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
高齢者保健福祉総合計画推進委員会委員	学識経験者 1回につき 20,000円 その他 1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
高齢者保健福祉総合計画策定業務委託選定委員会委員	1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
介護認定審査会委員	審査判定業務	

旧		
	1 回につき 20,000円 その他 1 回につき 5,500円	一般職 <u>7 級</u> 相当額
地域密着型サービス開設事業者 選定委員	1 回につき 5,500円	一般職 <u>7 級</u> 相当額
障害者自立支援審査会委員	審査判定業務 1 回につき 20,000円 その他 1 回につき 5,500円	一般職 <u>7 級</u> 相当額
(略)		
農業振興地域整備促進協議会委員	1 回につき 5,500円	一般職 <u>7 級</u> 相当額
扶桑町産業振興会議委員	学識経験者 1 回につき 20,000円以内 その他 1 回につき 5,500円	一般職 <u>7 級</u> 相当額
都市計画審議会委員	1 回につき 5,500円	一般職 <u>7 級</u> 相当額
(略)		
学校医・学校歯科医	年額＝固定額＋人数割額 固定額	一般職 <u>7 級</u> 相当額

旧		
	内科医 431,200円 歯科医、眼科医及び耳鼻咽喉科医 245,000円 人数割額 内科医、歯科医、眼科医及び耳鼻咽喉科医 1人当たり 990円	
学校薬剤師	月額 13,000円	一般職 <u>7</u> 級相当額
教育支援委員会委員	1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
教育委員会外部評価委員会委員	1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
扶桑町立小中学校通学区域審議会委員	1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
いじめ問題対策連絡協議会委員	1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
いじめ問題専門委員会委員	1回につき 20,000円以内	一般職 <u>7</u> 級相当額
いじめ問題調査委員会委員	1回につき 20,000円以内	一般職 <u>7</u> 級相当額
学校運営協働協議会委員	1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
学校給食共同調理場運営委員会委員	1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
文化財保護審議会委員	1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
社会教育委員	1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額
青少年問題協議会委員	1回につき 5,500円	一般職 <u>7</u> 級相当額

旧		
図書館協議会委員	1 回につき 5,500円	一般職 7 級相当額
スポーツ推進委員	月額 6,500円	一般職 7 級相当額
扶桑町災害弔慰金等支給審査会委員	1 回につき 20,000円以内	一般職 7 級相当額
(略)		

扶桑町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正新旧対照表（第 3 条関係）

新	旧
（実費弁償を支給する者及びその額） 第 2 条 （略） 2 前項の規定により支給する<u>旅費は、扶桑町職員の旅費に関する条例（昭和 5 5 年扶桑町条例第 1 2 号）の規定による町長等以外の職員に対する旅費の支給の例による。</u>	（実費弁償を支給する者及びその額） 第 2 条 （略） 2 前項の規定により支給する<u>旅費の日当は月額 2, 7 5 0 円とし、その他の旅費は一般職の職員で 7 級の職にある者の例による。</u>

扶桑町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表（第 4 条関係）

新	旧
（公務のための旅行に係る費用弁償） 第 1 0 条 （略） 2 旅行に係る費用弁償の額は、扶桑町職員の旅費に関する条例（昭和 5 5 年扶桑町条例第 1 2 号）の	（公務のための旅行に係る費用弁償） 第 1 0 条 （略） 2 旅行に係る費用弁償の額は、扶桑町職員の旅費に関する条例（昭和 5 5 年扶桑町条例第 1 2 号）の

新	旧
<u>規定による町長等以外の職員に対する旅費の支給</u> の例による。	例による。 <u>この場合において、職員の職務は給与条例第4条第1項に規定する行政職給料表（一）における2級以下に相当するものとする。</u>

扶桑町固定資産評価審査委員会条例の一部改正新旧対照表（第5条関係）

新	旧
（関係者に対する費用の弁償） 第15条 （略） 2 前項の規定により支給する <u>旅費は、扶桑町職員の旅費に関する条例（昭和55年扶桑町条例第12号）の規定による町長等以外の職員に対する旅費の支給</u> の例による。	（関係者に対する費用の弁償） 第15条 （略） 2 前項の規定により支給する <u>旅費の日当は、日額2,750円とし、その他の旅費は一般職の職員で7級の職にある者の例による。</u>

扶桑町消防団条例の一部改正新旧対照表（第6条関係）

新	旧
（費用弁償） 第15条 旅費の支給に関しては、 <u>扶桑町職員の旅費に関する条例（昭和55年扶桑町条例第12号）の規定による町長等以外の職員に対する旅費</u> の例により支給する。	（費用弁償） 第15条 旅費の支給に関しては、 <u>扶桑町一般職で7級の職員</u> の例により支給する。